

2022年12月29日

各 位

旭川信用金庫

## 勘定系システム移行にともなう預金等規定の改定および廃止について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、勘定系システムの移行にともない2023年1月より一部の規定を改定および廃止いたします。改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、対象の規定および内容をお知らせいたします。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 改定する規定

- (1) 預金規定
- (2) 期日指定定期預金規定
- (3) 自動継続期日指定定期預金規定
- (4) 自由金利型定期預金（M型）規定
- (5) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
- (6) 変動金利定期預金規定
- (7) 自動継続変動金利定期預金規定
- (8) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定
- (9) 財産形成期日指定定期預金規定
- (10) 財産形成住宅預金規定
- (11) 財産形成年金預金規定
- (12) 財産形成積立定期預金規定

#### 2. 廃止する規定

- (1) 積金ファンド定期預金規定
- (2) 積金ファンド総合口座取引追加規定
- (3) 譲渡性預金規定

#### 3. 主な改定および廃止の内容

- (1) 一部を除く定期預金および財形預金において、中間利払いおよび満期日前に解約する際の利率が、小数点第3位以下切り捨てから小数点第4位以下切り捨てへ変更となります。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（これ以外の規定も同様に利率の表示について改定します）

変更後	変更前
<p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については上記 I 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、<u>小数点第 4 位以下は切り捨てます。</u>）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>② (省略)</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第 4 位以下は切り捨てます。</u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規</p>	<p>II 単利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については上記 I 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。</p> <p>ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p>① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、<u>小数点第 3 位以下は切り捨てます。</u>）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p>なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M 型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p>② (省略)</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第 3 位以下は切り捨てます。</u>また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>III 複利型規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規</p>

変更後	変更前
<p>定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>（以下省略）</p>	<p>定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。また、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>（以下省略）</p>

改定する規定は下記のとおりです。

期日指定定期預金規定	自動継続期日指定定期預金規定
自由金利型定期預金（M型）規定	自動継続自由金利型定期預金（M型）規定
変動金利定期預金規定	自動継続変動金利定期預金規定
財産形成期日指定定期預金規定	財産形成住宅預金規定
財産形成年金預金規定	財産形成積立定期預金規定

(2)「積金ファンド」および「譲渡性預金」の取り扱いを終了いたします。それにともない、当商品に関する規定を改定および廃止させていただきます。

#### 預金規定

変更後	変更前
<p>1.（当金庫の預金規定） 当金庫の預金規定とは、下記に掲げる規定をいいます。</p> <p>(1) 当座勘定規定 (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用） (3) 手形・小切手署名判印刷サービス利用規定 (4) 定期性総合口座規定 (5) 期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉 (6) 自動継続期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉 (7) 自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉 (8) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉 (9) 自由金利型定期預金規定〈大口定期〉 (10) 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期〉 (11) 変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉 (12) 自動継続変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉 (13) 定額複利預金規定〈だんだん定期〉 (14) 定期預金共通規定 (15) 普通預金規定 (16) 納税準備預金規定 (17) 貯蓄預金規定 (18) 通知預金規定 (19) 財産形成期日指定定期預金規定 (20) 財産形成住宅預金規定 (21) 財産形成年金預金規定</p>	<p>1.（当金庫の預金規定） 当金庫の預金規定とは、下記に掲げる規定をいいます。</p> <p>(1) 当座勘定規定 (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用） (3) 手形・小切手署名判印刷サービス利用規定 (4) 定期性総合口座規定 (5) 期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉 (6) 自動継続期日指定定期預金規定〈ななかまど定期〉 (7) 自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉 (8) 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〈スーパー定期〉 (9) 自由金利型定期預金規定〈大口定期〉 (10) 自動継続自由金利型定期預金規定〈大口定期〉 (11) 変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉 (12) 自動継続変動金利定期預金規定〈変動金利定期〉 (13) 定額複利預金規定〈だんだん定期〉 (14) 定期預金共通規定 (15) 普通預金規定 (16) 納税準備預金規定 (17) 貯蓄預金規定 (18) 通知預金規定 (19) 財産形成期日指定定期預金規定 (20) 財産形成住宅預金規定 (21) 財産形成年金預金規定</p>

変更後	変更前
(22) 財産形成積立定期預金規定 (23) 定期積金(削除)規定 (削除) (削除) (削除) (以下省略)	(22) 財産形成積立定期預金規定 (23) 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定 (24) 積金ファンド定期預金規定 (25) 積金ファンド総合口座取引追加規定 (26) 譲渡性預金規定 (以下省略)

改定する規定は下記のとおりです。

預金規定	
------	--

#### 定期積金・積金ファンド定期積金共通規定

変更後	変更前
<p>定期積金(削除)規定</p> <p>1. (掛金の払い込み) 定期積金(以下、「この積金」という。)は、証書または通帳記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは、必ずこの証書または通帳をご提出ください。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (給付契約金の支払時期等) (削除)この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。 (削除)</p> <p>4. ~16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①~③ (省略) ④ 定期性総合口座(削除)の場合における他の積金、定期預金または普通預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合 他の積金、定期預金または普通預金にかかる最終異動日等 (以下省略)</p>	<p>定期積金・積金ファンド定期積金共通規定</p> <p>1. (掛金の払い込み) 定期積金(積金ファンド定期積金を含みます。以下これらを「この積金」という。)は、証書または通帳記載の払込日に掛金を払い込みください。払い込みのときは、必ずこの証書または通帳をご提出ください。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (給付契約金の支払時期等) (1) この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。 (2) 積金ファンド定期積金の場合、契約期間内における給付契約金の支払いは、申し出のない限り満期日に自動継続の期日指定定期預金とします。 4. ~16. (省略)</p> <p>17. (休眠預金等活用法にかかる最終異動日等) (1) (省略) (2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。 ①~③ (省略) ④ 定期性総合口座または積金ファンドの場合における他の積金、定期預金または普通預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合 他の積金、定期預金または普通預金にかかる最終異動日等 (以下省略)</p>

改定する規定は下記のとおりです。

定期積金・積金ファンド定期積金共通規定	
---------------------	--

廃止する規定は下記のとおりです。

積金ファンド定期預金規定	積金ファンド総合口座取引追加規定
譲渡性預金規定	

以上